

上田市立 長小学校いじめ防止基本方針・マニュアル

1 いじめ防止の基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「上田市立長小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- (1) 「いじめを絶対に許さない」学校、学級をつくる。
- (2) 子どもたち、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 子どもたち 同士、子どもたちと教職員、教職員同士の温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

2 いじめ防止等の対策の為の組織

校務分掌に「生徒指導・いじめ・不登校等対策委員会」を設置する。構成は、校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター（発達障害児等を担当する）、特別支援教育係、養護教諭、学校評議員とする。必要に応じ、心理や福祉の専門家、医師など外部の専門家等の参加を求めていく。

※年1回は、委員会に学校評議員の出席を求め、アドバイスをいただく。その際、学校の実情に即して、「いじめ防止基本方針」が機能しているか評価していただく。

※人権・同和教育係、特別支援教育係、生徒指導委員会、との連絡・連携を密にする。

※他の委員会同様、委員会がきちんと機能しているか点検・見直しを行う。

3 具体的ないじめ防止の方策

(1) いじめ防止の為の日常的な取り組み

- ① 子どもたち一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ② わかる・できる・楽しい授業を行い、基礎・基本の定着をはかるとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や命を大切にすること（みんなかけがえない存在であることを理解）を道徳の時間や学級指導の時間、人権同和教育の時間などの指導を通して育む。なかよし月間（11月）には、全児童と相談の機会を持つとともに、人権同和教育の授業をする。家庭でも話題にしていただく。
- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちが持つようにあらゆる機会の中で指導する。
- ⑤ 「見てみないふり」は「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生方や友だち、お家の方々に知らせたり（知らせることは悪いことではない）、やめさせたりすることの大切さを指導する。（傍観者の立場ではなく）
- ⑥ 情報教育（総合的な学習の時間）では、はじめに“情報モラル”を守ることを扱う。
- ⑦ 2学年ではウサギを育てる経験をするので、その経験を共有して、動物の話や命の大切さに触れる学習をする。
- ⑧ 職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聞く。また、子どもたちの日記や保護者

からの連絡帳をていねいに読む。

- ⑨ 児童会による「長小まつり」、交流給食などの活動、放送委員会による誕生日紹介放送、各学級と福祉施設との交流など、子どもたちの考え、計画した活動を大切にみつかる。
- ⑩ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、PTAなどの会合、学校だよりやホームページなどを通して伝える。
- ⑪ 年4回のなかよしアンケート（いじめも含めて）を実施し、児童の様子を把握する。
- ⑫ 全校でQ-U調査を実施し、子どもたちの学校満足度や集団での様子を客観的にみて、必要な児童への支援を行う。（1学期と2学期）2回の検査での変容をつかみ、年度後半の学級経営にいかす。Q-U調査分析の研修を実施する。

（2）早期発見・早期対応の為の方策

- ① 職員会議の最初に、生徒指導・児童理解の時間を設け、“生徒指導委員会”“いじめ・不登校等対策委員会”各担任、専科、養護教諭、事務職員等、全職員からの報告を基に、全職員で情報を共有する。子どもたちに急な変化があったり、職員の気づきがあったりした場合は、職員朝会または連絡会（必要な時は臨時で）で情報を共有し、全職員で注視する。
- ② 少しでも、子どもたちの様子の変化を感じたら、教職員は、積極的に声がけをする。教職員間の連絡も連々かに行う。
- ③ 日記や生活記録「なかよしアンケート」（①～④）、教育相談（①～③）Q-U検査（①、②）の結果等を活用し、子どもたちの人間関係の把握や学校生活等の悩みなどをつかみ取り、ともに解決していこうとする姿勢を示す。

（3）相談体制

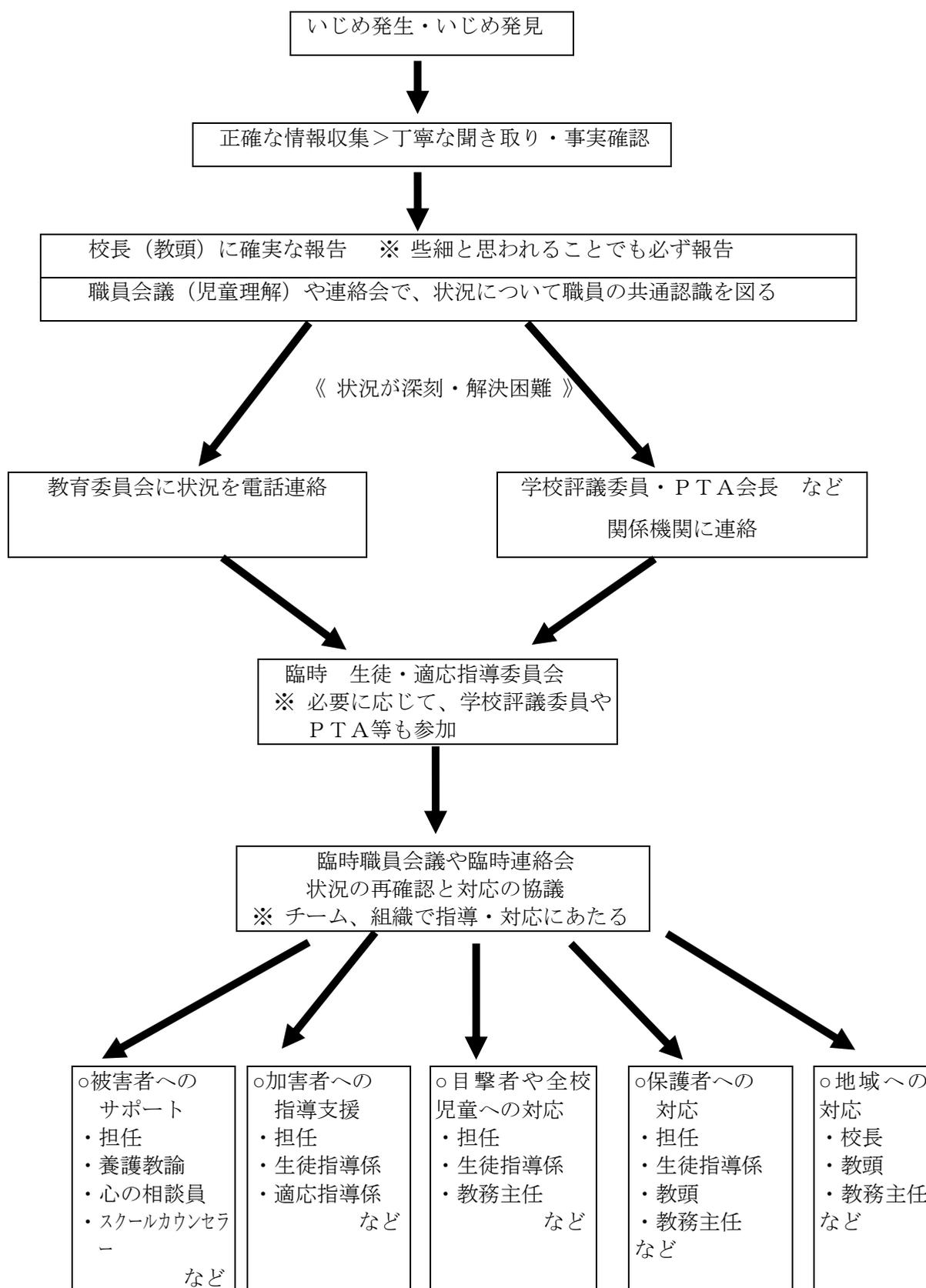
- ① いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを子どもたちに伝えていく。
- ② なかよし月間（11月）に担任がクラス的全児童と相談する機会をとる。心の教室相談員は、1年間を通して、全校すべての児童と相談する。
- ③ 担任は、子どもたちの訴えやつぶやきを聞き逃さないようにする。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳をていねいに読み、児童や保護者の悩みや苦しみを見逃さないようにする。
- ④ 全職員、“元気がない子ども”“いつもと様子が違う子ども”“職員会議で配慮の必要な子ども”に名前があがっている子ども”に、積極的に声をかけていく。
- ⑤ いじめに関する相談を受けた職員は、速やかに校長・教頭に報告するとともに、委員会を通して全職員で情報を共有する。

（4）校内研修

- ① 真田中・菅平中ブロック前期人権同和教育研修（7月）では、真田地区の全職員とともに人権感覚を養うための研修を深める。（インターネット、メディアに関する研修もする）
- ② Q-U検査の分析研修をする。分析方法を学び、学級の状態をつかむ一助とするとともに、いじめが心配される児童を把握する。講師は、鈴木増蔵先生をお願いする。
- ③ PTA講演会（11月）
11月の講演会では、保護者や職員の人権感覚を養うための講演内容とする。講演の内容によっては児童の参加も検討する。
- ④ 真田中・菅平中ブロック後期人権同和教育研修では、参観させていただく学級を通して、自分の学級・学校を振り返る。人権感覚を高める授業、学級経営について学ぶ。

4 いじめが見つかった時の対応（長小学校いじめ対応マニュアル）

※全職員が組織的に指導にあたる（集団指導体制で）



5 重大事態への対処

- (1) いじめが原因で、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査に着手し、上田市教育委員会に報告する
- (2) “上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下に“長小学校の「生徒・適応指導委員会」を”設置し、調査と報告、対応に当たる。

※“上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下、「長小学校いじめ対応マニュアル」にしたがって迅速に対処する。

6 いじめを早期発見するための取り組み（職員が日々努めて気づこうとする姿勢の上で）

学期	内 容	
1	家庭訪問 学級懇談会 なかよしアンケート① Q-U調査① 教育相談①	子どもと向き合う時間
2	学級懇談会 なかよしアンケート② Q-U調査② なかよしアンケート③ なかよし月間（11月） 教育相談② 保護者懇談会	
3	学級懇談会 なかよしアンケート④ 教育相談③	